

# 相続預金払戻しの必要書類の見方

ケースで学ぶ

執筆▶八木正宣（税理士法人SBL 代表社員・税理士）

## 第2回

### 遺産分割協議書を提出された場合の見方

お客様から相続預金の払戻しを依頼され、遺産分割協議書の提出を受けました。遺産分割協議書を取り受けた場合、どのように対応し、どんな点を確認すればよいのでしょうか。



か決めます。このように被相続人の遺産をだれが相続するのかを決める手続きを遺産分割といひ、その話し合いのことを遺産分割協議といひます。そして、遺産分割協議の結果を書面にしたものが「遺産分割協議書」です。

#### 複数枚にわたって作成されることが多い

遺産分割協議書は、特に様式は定められていませんが、各遺産の名義を相続人に変更する際の確認書類となりますので、それぞれの財産が特定できるように、ある程度厳格に作成されなければなりません。遺産分割協議書が有効に作成されているのならば、相続預金の名義変更のほか、不動産の相続登記、証券会社の証券口座の名義変更などに使用できます。

遺産分割協議書の提出を受けたら、原本を確認したうえでコピーをとり、原本を来店者に返却する対応が望ましいといえます。

遺産分割協議書は大きく分けて、本文・遺産明細部分・相続人

の署名押印欄の3つがあります。本文・遺産明細部分には個々の遺産をだれが相続するかが記載され、署名押印欄には相続人全員が署名押印します。印鑑は実印を使用し、印鑑証明書の添付により相続人本人が同意したことを確認します。被相続人のすべての遺産の明細が記載されるため、遺産分割協議書はたいてい複数枚にわたって作成されます。相続届等の要式とは異なるので、見落としがないよう注意しましょう。

#### すべての相続人の署名押印があるか確認

ここからは、遺産分割協議書の確認ポイントを見ていきます。

まず、遺産分割協議書が複数枚にわたる場合には、相続人全員の契印があるかどうか確認しましょう。一部のページを取り外して改ざんし、差し替えるといった不正がないかチェックします。

記載内容に訂正がある場合は、その箇所に相続人全員の訂正印があるかを確認します。遺産分割協

議書は、財産の承継に関わる重要な書類です。遺産分割協議書を作成した後で、一部の相続人による改ざんがないかどうかしっかりとチェックしておきたいところです。

本文では、預金者の死亡の事実を確認します。預金者の死亡日（相続発生日）とともに被相続人の最後の戸籍謄本をチェックしましょう。

次に、法定相続人がだれであるのかを、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本および相続人の戸籍謄本などで確認します。署名押印欄にすべての相続人の署名押印

預金者の死亡を戸籍謄本で確認

自店に存在するすべての預金・投資信託等が記載されているか確認

記載外の財産がある場合、すべての財産を引き継ぐ相続人が定められているか確認

相続人全員の署名押印があるか、戸籍謄本や印鑑証明書で確認

## 遺産分割協議書のサンプル

**遺産分割協議書**

被相続人 近代太郎（令和2年4月1日死亡）の遺産につき、本日分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

**第1条 相続人 近代花子が相続する財産**

一、土地  
所在 兵庫県神戸市西区伊川谷町北別府6丁目  
地番 234番地  
地目 宅地  
地積 100㎡

二、家屋  
所在 兵庫県神戸市西区伊川谷町北別府6丁目  
家屋番号 234番  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺2階建  
床面積 1階 65㎡ 2階 55㎡ 合計120㎡

三、普通預金  
播磨信用金庫 伊川谷支店 口座番号13579  
ひょうご銀行 神戸西支店 口座番号876543

**第2条 相続人 近代一郎が相続する財産**

一、普通預金  
コーベ銀行 三宮支店 口座番号111222

二、定期預金  
コーベ銀行 三宮支店 口座番号3579-1

三、有価証券  
三ノ宮証券 元町支店 に所在する株式

四、第1条、第2条一から三に掲げる財産以外のすべての財産

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。

令和2年6月10日

兵庫県神戸市西区伊川谷町6丁目234番地 相続人 近代花子 ㊟

兵庫県神戸市中央区三宮町9丁目567番地 相続人 近代一郎 ㊟

### ポイント

- 法定相続人を確認し、全員の署名・押印があるかをチェックする
- 遺産分割協議書に記載のない相続預金があれば、承継者を決めてもらう

があるか、印鑑証明書とともに確認します。1人でも欠けていると遺産分割協議書は無効となるため、欠けている相続人の署名押印を求めましょう。未成年者等の場合には特別代理人を選任し、署名押印を求めます。

また、自店に存在する預金者の取引を洗い出し、遺産明細の記載内容と照合します。遺産分割協議書に記載されていない相続預金があれば、遺産分割協議書の修正または相続届により記載外の相続預金の承継者を決めてもらう必要があります。なお、記載外のすべての財産を相続する承継者が定められている場合は、その者が記載外の財産を引き継ぐことになります。